

水俣・芦北地域起業・業務拡大支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、水俣・芦北地域の産業の振興及び雇用の創出を図るため、水俣・芦北地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業に参画している者等が行う「起業」または「業務拡大」につながる事業を支援することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
水俣・芦北地域の産業振興と雇用創出に寄与する「起業」または「業務拡大」につながる事業 ただし、医療、福祉及び公務等の事業を除く。	水俣・芦北地域雇用創造協議会が実施する事業に参画している個人事業主又は法人、若しくは本事業に参画している者を雇用する個人事業主又は法人	補助対象者が補助対象事業を実施するのに必要な製造機器・事務機器・消耗品等の購入費、事業所の賃借料及び小規模な改修・改装に係る工事費（設計費・監理費を含む）、広告宣伝費（人件費、旅費等を除く）	3分の2以内	上限： 200万円 下限： 50万円

2 補助対象事業は、国又は県の他の補助金等の交付を受けない事業とする。

3 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 水俣・芦北地域内に事業所等を設置し、水俣・芦北地域内で活動すること。（個人事業主にあつては、今後法人化する予定があること。）
- (2) 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としたものでないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、同条第5項及び同条第11項に規定される営業を目的としたものではないこと。
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としたものではないこと。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にあるものではないこと。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助対象事業の募集）

第4条 補助対象事業の募集期間は、熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課が定める日付とし、熊本県ホームページに記載するものとする。なお、予算の執行状況によっては、追加募集を行う場合がある。

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、水俣・芦北地域起業・業務拡大支援補助金申請書（別記第1号様式）によるものとし、募集期間内に提出するものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 配置図、平面図または立面図（工事を施工する場合に限る。）

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項に規定する変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の主要部分（事業内容・事業実施箇所）の変更
- (2) 補助対象経費の30パーセントを超える変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は、水俣・芦北地域起業・業務拡大支援補助金変更申請書（別記第4号様式）によるものとする。

3 前項の変更申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更後の事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更後の配置図、平面図及び立面図（工事を施工する場合に限る。）

4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更承認通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第5号様式）、補助金の額に変更が生じないときは変更承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

（状況報告）

第9条 規則第11条の規定により知事が必要であると認める場合は、実施状況報告書（別記第7号様式）により、補助事業者に対して報告を求めることができる。

（しゅん工確認検査）

第10条 施設整備は、熊本県補助工事等確認検査規程（昭和43年熊本県訓令甲第21号）に基づきしゅん工確認検査を行うものとし、検査内容は、次のとおりとする。

- （1）経理検査
- （2）出来形検査
- （3）その他必要な検査

2 補助事業者は、しゅん工検査後、速やかに補助工事等しゅん工確認検査要請書（別記第8号様式）を知事に提出する。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定により、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業実績書（別記第10号様式）
- （2）配置図、平面図及び立面図（工事を施工した場合に限る。）
- （3）その他必要と考えられる資料（領収書の写し（宛て名、金額、用途、日付が明記してあるもの）等）

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日とする。ただし、やむを得ない事由により3月15日までに事業が完了しない場合は、別記第11号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第13条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別記第14号様式）を提出しなければならない。

2 補助金の交付を概算払で受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概

算払申請書（別記第 15 号様式）によるものとし、添付書類は次のとおりとする。

- （１）補助金概算払請求書（別記第 16 号様式）
- （２）委託契約書又は購入契約書（契約をした場合に限る。）の写し
- （３）支払済みのものについては、検査調書又は領収証の写し
- （４）その他必要と考えられる資料

（財産処分の制限）

第 14 条 規則第 21 条第 2 項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

（証拠書類の保管）

第 15 条 規則第 23 条の別に定める期間は、5 年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りではない。

（書類の提出先）

第 16 条 この要項に基づき知事に提出する書類は、熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課に 2 部提出するものとする。

（雑則）

第 17 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年(2019年) 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年(2020年) 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年(2021年) 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年(2023年) 9 月 26 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年(2024年) 8 月 28 日から施行する。